

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 7 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 15 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 10 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月
② 昭和 59 年 4 月から 61 年 3 月まで

私の国民年金の加入手続は母が行っており、昭和 36 年に結婚してから約 10 年間は私の国民年金保険料を納付してくれた。その後、A 県から B 市に転居し、61 年 3 月まで自身で保険料を集金人に支払っていた。

昭和 59 年 3 月に国民年金被保険者の資格を喪失したことになっているが、母の思いを無にするような資格喪失手続を行った記憶は無く、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の特殊台帳によると、国民年金保険料は納付済みとされているものの、資格喪失日は昭和 59 年 3 月 28 日と記載されていることから、本来であれば、当該期間の保険料は還付されるべきところ、特殊台帳及び B 市の国民年金被保険者名簿では、還付の記録は見当たらない。

また、オンライン記録によれば、平成 22 年 7 月 23 日に当該保険料に係る還付決議が行われているが、現在のところ、還付された事実は認められないことから、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、当該保険料の納付を認めないのは信義則に反するものと考えられる。

一方、申立期間②については、前述の被保険者名簿では、「資格喪失 59.3.28 届 配偶者厚年」と記載されており、昭和 59 年 3 月 28 日に申立人の夫が厚生年金保険に加入していることを理由として国民年金の資格喪失手続が行われており、特殊台帳及びオンライン記録の資格喪失日が一致していることが確認できる。

また、申立期間②は未加入期間とされていることから、納付書の発行が行われず保険料を納付することができないこと、さらに、申立人が申立期間②の保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間②の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 6 月から 51 年 4 月まで
② 昭和 54 年 11 月から 57 年 10 月まで
③ 昭和 58 年 2 月
④ 昭和 58 年 6 月から同年 9 月まで

昭和 46 年 6 月頃に、父が私の国民年金の加入手続を行い、家族全員分の国民年金保険料を納付組合の世話人に支払ってくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、A 県 B 町（現在は、C 市）の国民年金被保険者名簿によれば、申立期間③直前の昭和 57 年 11 月から 58 年 1 月までの 3 か月分及び申立期間④直前の同年 3 月から同年 5 月までの 3 か月分の国民年金保険料が 59 年 12 月から 60 年 8 月までの間に過年度納付されていることから、当該過年度納付が行われた時点で、申立期間③及び④に係る過年度納付書も交付されていたものと推察され、それぞれの申立期間の保険料についても過年度納付することは可能であったものと考えられる。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含め国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 62 年 7 月までの国民年金加入期間の保険料を全て納付しており、父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親も、申立期間を含め 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料が納付済みであることなどを踏まえると、申立期間③及び④はそれぞれ 1 か月及び 4 か月と短期間であり、保険料が納付されていたものと考えても不自然で

はない。

一方、申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間より後の昭和 58 年 11 月に払い出されており、申立人が所持する年金手帳及び前述の被保険者名簿によると、国民年金被保険者資格の取得日は遡って 54 年 11 月 21 日とされていることが確認できるものの、申立期間①は、当該資格取得日より前の期間であるため、国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。また、申立期間①当時、申立人は学生であったと説明していることから、申立期間は任意加入対象期間であり、遡って国民年金被保険者の資格を取得することもできない期間である。

さらに、申立期間②については、前述のとおり、申立人の記号番号は、当該期間より後の昭和 58 年 11 月に払い出されており、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、当該記号番号が払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である上、被保険者名簿によれば、当該期間直後の 57 年 11 月分の保険料は 59 年 12 月 29 日に過年度納付されていることが確認でき、この納付時点では、当該期間の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする父親から当時の加入手続及び納付状況等について聴取することができないため、当時の納付状況が不明であり、父親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所（現在は、B事業所）における資格取得日に係る記録を昭和37年3月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月29日から同年11月2日まで

私は、申立期間当時、A事業所に勤務していたが、技術指導のため昭和37年3月から3年間の約束で海外に派遣され、海外への派遣期間中も日本にいたるときと同様に毎月給与が支給されていた。

約束した3年間の海外への派遣を全うし帰国したが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間とされていないことに納得できないので記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B事業所が保管している人事記録により、申立人が昭和31年4月1日から58年3月31日までA事業所及びA事業所の関連事業所に継続して勤務していたことが確認できるところ、同人事記録では、申立人は、37年3月28日から40年3月23日までの期間については休職を命じられ、その間については給与は支給しないものとする旨記載されている。

また、申立人の妻が提出した「C事業所職員住所録」に記載されている者のうち、申立人の妻が名前を挙げた海外での同僚二人の人事記録についてB事業所に照会したところ、B事業所が保管している人事記録では、二人のうち、一人については海外に派遣された期間に係る記載は無いものの、二人のいずれ

も申立人と同様に、休職を命じられ、その間については給与は支給しないものとする旨記載された期間があるとの回答であった。

一方、A事業所の関連事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿又は原票において、前述の二人のいずれも休職期間において厚生年金保険の被保険者記録が継続しており、当該休職期間について複数回の定時決定に係る記録も確認できる上、前述の同僚の一人は海外に派遣されている期間についても日本で勤務していたときと同様に給与が支給されており、詳細については憶え^{おぼ}ていないが特に変更があったという記憶は無い旨供述していることなどから判断すると、B事業所においては、当該休職期間中においても給与を支給しており、厚生年金保険料を給与から控除していたことが推認される。

これらのことから総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間前後の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否については不明としているが、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和37年11月2日の資格取得時の申立人の前後の整理番号の資格取得日などから判断すると、申立人の資格取得に係る届出は遡及して行われたと推認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年11月9日から27年9月20日まで
(A社B支店)
② 昭和28年3月1日から同年7月1日まで
(C社)
③ 昭和28年9月28日から29年6月1日まで
(D社)

亡くなった母について、年金事務所の記録ではD社を退職した後に脱退手当金を受給したことになっているが、母は生前に「脱退手当金は受給していない。」と言っていた。また、年金事務所の記録では、同一事業所で一部の期間のみ脱退手当金を受給している期間があるなど不審な点がある。

娘である自分が代理で申立てをするので、脱退手当金支給済みとされている申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてもらいたい。

(注) 申立ては、申立人の娘が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金は、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約1年4か月後の昭和30年10月7日に支給決定されたこととなっていること、及び申立期間③に係る同僚のうち、厚生年金保険被保険者資格を喪失した時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた同僚全員の脱退手当金の支給記録を調査したところ、脱退手当金の支給記録が確認できる者がいないこと等から判断すると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の2回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、当該未請求期間は、申立人が最初に勤務した期間である上、当該期間は申立人の被保険者期間で最も長い約4年に渡っており、申立人がこれを失念するとは考え難いほか、未請求となっている2回の被保険者期間と申立期間①は同一番号で管理されているにもかかわらず、支給されていない期間として存在することは事務処理上も不自然である。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と538円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を、平成3年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年1月までは32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から5年2月28日まで
年金事務所の職員の戸別訪問により、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が遡及して減額訂正されていることが分かった。

申立期間に係る標準報酬月額を当初の記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、当初、A社における申立人の申立期間の標準報酬月額が、平成3年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年1月までは32万円と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年2月28日）の後の同年4月7日付けで、3年4月1日に遡及して標準報酬月額を9万8,000円に引き下げていることが確認できる。

また、オンライン記録において、申立事業所の被保険者11人の標準報酬月額についても、6人は平成3年4月1日に、5人はそれぞれの資格取得日に遡って引き下げられていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年4月から同年9月までは30万円、同年10月から5年1月までは32万円と訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和38年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年10月26日から同年11月1日まで

昭和38年11月1日にA社B支店から同社C工場に転勤したが、厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が同年10月26日に喪失されているため1か月間の厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答であった。

厚生年金保険料を控除されていたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社本社が提出した申立人に係る在職証明書及び人事記録並びに事業主の回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和38年11月1日にA社B支店から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和38年9月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 5 日

申立期間において、A社に勤務し、支給された賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、申立期間に係る標準賞与額の記録が年金額の計算の基礎とならない期間として記録されているので、年金額の計算の基礎となる標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した平成 19 年 7 月 5 日に支給された賞与に係る賞与明細書及び賃金台帳（平成 19 年分）から、申立人は厚生年金保険の標準賞与額の上限である 150 万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額を 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を行っていなかったとして、申立てに係る賞与支払届を提出していることが確認できることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年4月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年4月から3年3月まで
② 平成3年4月から4年2月まで
③ 平成4年3月から6年3月まで

私は、A市B区役所から国民年金の加入案内が送られてきたので、同区役所に出向き、国民年金保険料の免除申請を行ったが却下された。その後、納付書が送られてきたので、最寄りの銀行か郵便局で、月額1万円前後の保険料を納付していた。母は、「何回か自分が納付した。」と言っているので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A市B区の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該期間より後の平成3年5月に払い出されており、申立人は、申立期間当時は学生であったことから、学生が国民年金に強制加入することとなった同年4月1日まで遡って国民年金被保険者の資格を取得していることは確認できるものの、それ以前に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間①は未加入期間であり、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立期間②については、前述の被保険者名簿、国民年金保険料収滞納一覧表及びオンライン記録によると、いずれも保険料は未納となっている上、当該被保険者名簿によると、平成4年2月7日に親元に納付書が送付されていることから、当該期間内に未納期間があったため、申立人の親に対して納付督促が行われたものと考えられ、当該保険料が納付されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間③については、前述の被保険者名簿及びオンライン記録

によると、いずれも申請免除期間として記録されており、当該記録に不自然な点は認められず、当該期間の免除申請が取り消された事跡も見当たらないことから、当該期間の保険料が納付されていたものとは考え難い。

加えて、申立人に代わって幾度か保険料を納付していたとする申立人の母親は、保険料の納付状況等の記憶が定かではない上、申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人及びその母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 9 年 3 月までの期間及び 14 年 4 月から 21 年 6 月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 8 月から平成 9 年 3 月まで
② 平成 14 年 4 月から 21 年 6 月まで

私は、申立期間当時、病気治療に専念しており、国民年金保険料の免除申請は全て両親に任せていたので、長い期間、免除が認められていなかったことに驚いている。

両親が免除申請をしていないわけがないので、申立期間の保険料が免除となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の両親が国民年金保険料の免除申請をしてくれていたと供述しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 2 年 10 月頃に払い出されていることから、当該払出時点では、制度上、申立期間①のうち、同年 8 月以前の保険料を免除申請することはできない上、免除申請の手続を行ったとする両親は、申立期間①及び②に係る保険料の免除申請手続についての記憶が定かではない。

また、オンライン記録及びA市の国民年金被保険者名簿には、申立期間に係る申請免除の記録が無く、申立期間②においては、オンライン記録によると、申立人に対して平成 20 年 12 月 18 日に納付督促の戸別訪問が実施されており、経済的な理由で保険料が未納となっている旨の記録が残されていることから、戸別訪問当時、保険料は免除されていなかったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②の保険料が免除されていたことを示す関連資料（免除申請承認通知書、日記等）が無く、ほかに申立期間の保険料が免除されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年5月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年5月から60年3月まで

私は、婚姻後は夫の勤務地に居住していたが、住民票は夫の実家に置いていたので、義母が私の国民年金の加入手続きを行い、私の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間直後の昭和60年4月30日に国民年金に任意加入したことにより払い出されており、申立期間については、申立人の夫が厚生年金保険の被保険者であったため、任意加入対象期間となり、制度上、遡って任意加入することができない期間である。

また、申立期間は、国民年金の未加入期間となることから、制度上、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる上、申立期間当時、申立人に対して、別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び申立期間の保険料の納付を行ったとする申立人の義母から、当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、保険料の納付状況等が不明であり、義母が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無いなど、ほかに義母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録において、申立期間直前の昭和59年2月から同年4月までの3か月分の保険料は納付済みとなっているが、婚姻前の当該期間は強制加入期間として記録されており、このことは申立人が所持する年金手帳でも

確認できることから、申立人の記号番号が払い出された後、当該期間の保険料に係る過年度納付書が発行され、その保険料が納付されたものと推察される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月から 55 年 3 月まで

私の母は、私が昭和 55 年 3 月に大学を卒業した後、顔なじみの役場の職員に私の 20 歳から 2 年間の国民年金保険料を遡及して納付するように勧められ、その保険料を納付したことを記憶している。私は、年金記録問題が発生した頃、母から私の 20 歳からの保険料をきちんと納付していると聞かされた。

また、母が昭和 23 年から現在まで記帳していた家計簿を確認したところ、2 年間分の保険料を遡及して納付した旨の記載は見つからなかったが、昭和 55 年度分の保険料については、昭和 55 年 4 月に前納した記載と 4 回に分けて納付した記載があるので、保険料を重複納付しているのではないかと思う。

申立期間の保険料が納付済みとされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間より後の昭和 55 年 7 月に払い出されており、i) A 県 B 町の国民年金被保険者名簿によると、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は申立期間直後の同年 4 月 1 日とされていること、ii) 申立人は、申立期間当時は学生であったと説明していることから、申立期間は任意加入対象期間であり、遡って国民年金被保険者の資格を取得することができない期間であること、iii) 申立人に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間であるなど、このほか申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、提出されている昭和 55 年 1 月から 56 年 6 月までの申立人の母親の

家計簿の写しには、申立期間の保険料に該当する支出額の記載は見当たらず、申立人は、昭和 52 年度、53 年度及び 54 年度の家計簿においても当該支出の記載は無いと説明している。

さらに、申立人は、母親の家計簿に記載されている保険料の支出額等から、昭和 55 年度の保険料を重複納付しているのではないかと主張しているが、申立人の記号番号が払い出される前の昭和 55 年 4 月 28 日に支出されている 44,150 円の記載については、申立人の母親の特殊台帳に「前納 55. 4 - 56. 3 44,150 55. 4」と記録されており、その金額も昭和 55 年度の前納額と一致することを踏まえると、母親の保険料の前納に係る記載であると考えられる。

一方、昭和 55 年 7 月から 56 年 3 月までに 4 回に分けて納付した旨家計簿に記載されている保険料は、申立人に係る昭和 55 年度の保険料であると推認されるため、家計簿に記載されている内容は、申立人の保険料の重複納付を示すものではないと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から55年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から55年12月まで

私は、申立期間中、夫婦で自営業を営んでおり、国民年金の加入手続はA市B区役所で夫婦一緒に行った。その後、夫婦二人分の国民年金保険料は郵便局で納付していた。

申立期間の保険料が夫は納付済みなのに、私だけが未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所で夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号については、夫の記号番号は申立期間当初の昭和50年11月6日にC県D町で払い出され、申立人の記号番号は申立期間より後の61年4月に同町で払い出されたことが同町の国民年金被保険者名簿及び国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立人に対して、申立期間当時に別の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、オンライン記録及び記号番号払出簿によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することはできず、仮に保険料を納付するとしても、申立人の記号番号が払い出された時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の保険料について、申立人は、夫婦二人分を一緒に郵便局で納付していたと主張しており、平成6年5月以降は夫婦の保険料の納付日が一致しているものの、夫のD町の被保険者名簿には納付組織名が記載されており、当該名簿の保険料納付記録欄には、申立期間のうち、昭和50年11月から51年9月までの期間及び52年4月から53年1月までの期間に検認印が押さ

れていることから、夫は、これらの期間の保険料を納付組織を通じて納付していたものと考えられる。

加えて、夫の被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立期間のうち、昭和51年10月から52年3月までの期間、53年2月、同年3月、54年2月及び同年3月の保険料については過年度納付されていることが確認でき、当委員会が年金事務所に保管されている領収済通知書を調査したところ、上記の過年度納付のうち領収済通知書が保存されている53年2月、同年3月、54年2月及び同年3月に係る夫の領収済通知書については確認できたが、一緒に保険料を納付していたとする申立人の領収済通知書については見当たらない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 23 年頃から 25 年 4 月 1 日まで

私は、申立期間当時、私の知人の紹介で、A事業所（事業所名は、B社）の近くに、バラックを建て、私の母と二人で生活を始め、A事業所に勤務するようになった。

仕事の内容は、私の叔父の下でC担当として勤務した。

昭和 23 年頃から申立事業所に勤務していたことは間違いなく、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、申立事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたとしているが、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は昭和 25 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

また、前述の被保険者名簿において、申立人が申立事業所で勤務を開始したとする昭和 23 年より前の 22 年 10 月から申立人の資格取得日である 25 年 4 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得した者を調査したところ、これらの中に申立人の氏名は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主は、連絡先不明のため照会することができない上、前述の被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚に事情を確認しても、申立人に係る記憶は無く、申立期間に係る勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除の事実について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間に申立事業所において申立人の叔父の下で勤務

していたと主張しているが、前述の被保険者名簿において、申立人の叔父は、昭和 25 年 2 月 19 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していること、及び申立期間を含む 17 年 6 月 1 日から 25 年 2 月 14 日までは申立事業所とは別の事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 4 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 10 月 21 日から 47 年 3 月 16 日まで

申立期間に係る脱退手当金が昭和 47 年 12 月 11 日に支給された記録となっているが、その頃は結婚してA市Bに住んでおり、また、年金手帳を紛失したので再交付してもらったが、その年金手帳には厚生年金保険の記号番号が記載されていた。脱退手当金を受け取ってれば厚生年金保険の記号番号は無くなるとともに、48,904 円も受け取ってれば必ず記憶に残っていると思うが、全く憶えが無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、支給決定日以前に申立人が勤務していた申立2事業所における厚生年金保険被保険者期間の全てについて支給対象となっている上、オンライン記録で確認できる脱退手当金の支給額 48,904 円は法定支給額と一致しており、申立人のC社に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立人に対して脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、年金手帳を紛失したために年金手帳を再交付してもらったが、その年金手帳には厚生年金保険の記号番号が記載されていたことから、脱退手当金を受け取ってれば記号番号は無くなるはずであると主張しているが、制度上、脱退手当金を受給しても記号番号が取り消されることはなく、その後も継続して申立人の記号番号として使用する取扱いとされていることから、申立人の主張のように、申立人の年金手帳に当該記号番号が記載されていても、そのことが脱退手当金を受給していないことを証明することにはならない。

さらに、申立人から聴取しても、申立期間の脱退手当金を受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4060 (事案 2388 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 60 年 10 月 1 日から 63 年 10 月 8 日まで

社会保険事務所(当時)で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社で勤務していた申立期間①について、厚生年金保険の被保険者期間として記録されていなかったため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正を認められなかった。

今回、雇用保険の被保険者記録を提出するので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、A社から他の事業所の工場へ派遣され、B業務を担当していた。勤務形態は不規則で、1日に2日分の勤務を行う連続勤務があり、1か月間に34日から35日分の勤務を行い、約28万円の給与を受け取っていた。

雇用保険の被保険者記録では、資格取得時の賃金が19万円として記録されているが、年金記録においては、標準報酬月額が14万2,000円と記録されていることに納得できないので、申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①に係る申立てについては、i)現在の事業主は、申立期間①当時は試用期間を設けており、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる手続を行っていなかった可能性があるとして供述している上、申立期間①

当時、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、いずれも、申立事業所には試用期間があり、入社して数か月後に厚生年金保険に加入したと供述しており、当該同僚については、当該被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期が、それぞれが供述する勤務開始時期と一致していないことが確認できることから、申立期間①当時、事業主は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえること、ii) A社が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所では、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は保管していないこと、iii) 申立人が申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 6 月 24 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、雇用保険の被保険者記録を提出して再申立てを行っているが、前回の調査において、雇用保険の被保険者記録は確認しており、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②については、申立人が提出した雇用保険の被保険者記録から、当該被保険者資格の取得時における賃金が 19 万円として記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社は、申立人に係る資料は保管していないと回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間②において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間②における給与支給額や厚生年金保険料の控除額について具体的な供述が得られないことから、申立人の申立期間②における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立期間②の標準報酬月額について、前述の被保険者名簿における標準報酬月額の記録とオンライン記録における標準報酬月額の記録は一致している上、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額に遡って訂正が行われた形跡はうかがえない。

さらに、申立人が、申立期間②において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 10 月 19 日から 33 年 1 月 1 日まで
② 昭和 34 年 4 月 5 日から 35 年 2 月 5 日まで
③ 昭和 38 年 2 月 1 日から 39 年 3 月 31 日まで
④ 昭和 39 年 6 月 1 日から同年 12 月 16 日まで

平成 10 年頃、社会保険事務所（当時）の年金相談窓口に出向いた際、申立期間について、脱退手当金が支給されていることを知り驚いた。

私は脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいたとする住所が記載されており、また、脱退手当金支給決定同等の関係書類には、支給決定通知書を当該住所地近くの郵便局に提示し、脱退手当金を受給する取扱いであったことが記載されているなど、適正な事務処理が行われていることから、支給決定通知書が当該住所地に送付されたものと考えられる上、請求書類には、申立期間に係る事業所を管轄する社会保険事務所と申立人との間に交わされた照会及び回答の事績（往復用箋）が添付されていることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4062 (事案 3397 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から同年7月1日まで

前回、大学卒業後にA社で勤務していた期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないため、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、A社に同期入社した同僚から、「初任給は1万2,000円とありましたが、入社してみると手取り8,000円で諸税はすべて会社で負担するからとのことでした。」と記載した資料を受け取った。私も同じように諸税分が控除され、この諸税分に厚生年金保険料が含まれていたと考えられることから、同僚の資料を提出するので、再度調査の上、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の当時の庶務担当者及び経理担当者は、「入社後すぐに退職する従業員がいることが問題となり、申立人についても厚生年金保険に加入させない取扱いを行った記憶がある。」と供述していること、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿から、申立人と同期入社とされ、昭和28年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得している5人の同僚の前後の記号番号の被保険者が、同年5月15日に同資格を取得していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしも入社と同時に厚生年金保険への加入手続をしていたとは限らない事情がうかがえること、iii) 申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)から申立事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないこと、iv) 申立人は、「申立期間において、当該事業所から健康保険被保険者証を渡された記憶が無い。」と供述していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成23年

3月10日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、当該事業所に同期入社した同僚が作成した資料を提出し、「当該同僚と同じように給与から諸税分を控除され、諸税分に厚生年金保険料が含まれていたと考えられる。」と主張しているものの、申立人及び当該同僚は、「給与からの控除内容を憶^{おぼ}えていない。」と供述している上、当該同僚が、「給与手取額は、4,000円又は4,500円を月2回、合計月額は、8,000円又は9,000円だった。」と供述している一方、申立人、経理担当者及び他の同僚は、「申立期間の給与支給は月1回だった。」と供述しており、供述内容が一致しない点もあるなど、当該資料をもって申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことは確認できない。

また、当該事業所の経理担当者は、「社会保険事務所（当時）への届出が遅くなり、健康保険被保険者証や厚生年金保険被保険者証を新入社員へ渡すのが、何か月か遅くなってしまった。給与明細書は当然交付していたし、被保険者証を渡していないのに給与から保険料を控除するわけにいかなかったため、入社早々は、給与から健康保険や厚生年金保険の保険料を控除していなかった。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、今回新たに提出された資料が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険被保険者であったものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年5月31日から同年6月1日まで
② 昭和55年1月21日から同年2月1日まで

「厚生年金加入記録のお知らせ」が届き記録を確認したところ、A事業所及びB事業所において退職した最後の1か月が、いずれも年金記録に含まれていない。両事業所に係る給与明細書を保管しており、どちらの事業所においても最後の給与から厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の被保険者記録から、申立人のA事業所に係る離職日は、昭和54年5月30日となっていることが確認できる上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）における申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日（昭和54年5月31日）の前日と一致している。

また、適用事業所名簿によれば、A事業所は昭和54年5月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該事業所に係る閉鎖された登記簿謄本から確認できる、同社の解散当時に役員であった5人（申立人を含む。）の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、被保険者名簿において、全員当該日付と一致している。

さらに、申立人が保管するA事業所に係る昭和54年5月分の給料支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、申立人が保管する49年2月分から54年4月分までの給料支給明細書から

判断すると、当該事業所における厚生年金保険料は、翌月の給与から控除されていたことが推認できることから、同年5月分の給料支給明細書で控除が確認できる厚生年金保険料は、同年4月分の保険料であったものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人が保管するB事業所に係る給料支払明細書により、申立人は、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当した昭和54年10月から、退職したとする55年1月まで厚生年金保険料を控除されていることが認められる。

しかしながら、申立人は、B事業所における退職日は、同社における給与の締切日である昭和55年1月20日であったと供述しているところ、このことは、同年1月の給料支払明細書及び雇用保険の被保険者記録においても確認することができる。

一方、厚生年金保険法では、第19条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第14条により、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和55年1月21日であり、申立人の主張する同年1月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、昭和55年1月分の厚生年金保険料を事業主により同年1月分の給与から控除されていることが確認できるが、申立期間②は申立人が当該事業所に使用されていた者であったと言えない期間であることから、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4064（事案 503 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 11 月 1 日から 45 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の被保険者期間について社会保険事務所（当時）に確認したところ、申立期間について被保険者記録が無いとの回答を得たため、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかった。

今回、申立事業所の名称や所在地について正確な記憶が蘇^{よみがえ}り、名称は「A社」（後に「B社」に名称を変更）であり、同社本社はC地方に在り、私が勤務した同社D支店の所在地は、D市E区であったことが分かった。

新たな事情について、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 同業者並びに申立事業所の業務内容に関連すると思われる事業所等の調査を実施しても、申立人が主張する要件に該当する事業所について、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できないこと、ii) 申立期間における申立人に係る雇用保険の被保険者記録は確認できないこと、iii) 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無いことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成 20 年 12 月 3 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな記憶が蘇ったとして再申立てを行っているが、申立人が思い出したとする「A社」又は「B社」という名称では、F県内及びC

地方においては、厚生年金保険の適用事業所としての記録は見当たらない。

また、類似する「G社」の名称で、D市E区内に適用事業所としての記録は確認できるものの、同社は株式会社ではなく、同社が初めて厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和61年12月1日であり、申立期間当時は適用事業所となっていない。

さらに、類似する「H社」という名称で、C地方に適用事業所として記録が確認できるものの、同社は株式会社ではなく、同社（適用事業所となったのは昭和43年3月1日）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、当該被保険者名簿では、申立人が、申立事業所のD支店において、当時、正社員であったとして名前を挙げた同僚の記録についても確認することができない。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する新たな事情が、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年12月1日から28年3月31日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社の入口で撮った写真が残っており、申立期間において勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所の入口で撮影されたとする写真、申立期間当時の申立人の名刺、同写真に写っているとして申立人が挙げた5人の同僚の名前が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること、及び当該被保険者名簿に記載のある同僚の一人が、「申立人の姓に記憶がある。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、適用事業所名簿及び前述の被保険者名簿によれば、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当該被保険者名簿で確認できる従業員の一人名は、「事業主は亡くなって30年はたっている。」と供述するなど、当時の事業主から供述を得ることができず、申立人の申立期間における勤務実態及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間における健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立事業所及び申立期間における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

加えて、前述の申立人の姓を記憶しているとする同僚は、「昭和27年から

28 年頃に 1 年間以上勤務した。」と供述しているが、前述の被保険者名簿において、当該同僚は昭和 28 年 6 月以降に被保険者資格を取得しており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、前述の写真で申立人が挙げた同僚 5 人の名前は、前述の被保険者名簿において確認できるものの、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者が一人含まれていることから判断すると、申立事業所は、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 1 月 31 日から同年 2 月 6 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。同社には平成 16 年 2 月 5 日まで勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の主張及び申立人が名前を挙げた同僚の供述等から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していた可能性はうかがえる。

しかしながら、A社は既に廃業しており、当時の事業主に照会したところ、事業主は、「年金事務所の記録どおりの届出を行った。当時の資料は保管していないが、申立人の申立期間、及びそれ以前の当社に係る厚生年金保険の被保険者期間について、申立人の報酬から厚生年金保険料は控除しておらず、当社が被保険者負担分についても負担していた。また、申立人と当社の間は雇用関係ではなく、申立人は当社の外注営業であった。」と回答しており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険への加入及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月1日から30年4月1日まで

A事務所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国の所管局が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間のうち、昭和27年10月1日から同年11月30日までの期間において、B県が雇用する臨時職員として、A事務所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、国の所管局は、「B県から引継ぎを受けた書類には、申立人の厚生年金保険の届出及び保険料控除を確認できる資料は無く、申立内容について確認できない。」と回答している上、B県は、「申立人に係る関連資料は保管しておらず、申立内容を確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、申立人はA事務所における同僚として13人を挙げているが、いずれも姓のみの記憶であるため、特定することができない上、同事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚からは、申立人の申立期間における勤務実態等に係る供述を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。